

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 3月19日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和7年 3月19日午後 2時47分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
	職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名		事務局 長 前 野 拓		事務局 次 長 澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸
総	務	部	吉	田	文
政	策	推	齋	藤	嘉
財	政	部	田	中	英
福	祉	部	鈴	木	文
健	康	増	彦	坂	哲
ま	ち	づ	野	口	昇
建	設	部	渡	来	真
都	市	整	浅	野	和
教	育	部	井	橋	貞
消		防	岡	田	直
会	計	管	石	塚	幸
総	務	課	松	崎	剛

令和 7 年第 1 回取手市議会定例会議事日程（第 6 号）

令和 7 年 3 月 1 9 日（水）午前 1 0 時開議

日程第 1 意見書案第 1 号の一部訂正の件

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第 2 号 取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号 取手市犯罪被害者等支援条例について
議案第 6 号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 7 号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 号 取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について
議案第 1 1 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
議案第 1 2 号 市道路線の認定について

日程第 5 議案第 1 4 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）

日程第 6 議案第 2 7 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）

日程第 7 議案第 1 5 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 6 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 1 7 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 1 8 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 1 9 号 令和 7 年度取手市一般会計予算

日程第 9	議案第 2 0 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第 2 1 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 2 2 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 2 3 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第 2 4 号	令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第 2 5 号	令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第 10	議案第 2 6 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	請願第 6 号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
日程第 12	請願第 7 号	身近なところに図書館がある街づくりを求める請願
	請願第 8 号	取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願
	請願第 9 号	耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願
日程第 13	意見書案第 1 号	高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書について
日程第 14	議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	
日程第 15	閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出について	

会議に付した事件

日程第 1	意見書案第 1 号の一部訂正の件
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議案第 2 号 取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 号 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 5 号 取手市犯罪被害者等支援条例について
	議案第 6 号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 7 号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 8 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第 9 号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
	議案第 10 号 取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について
	議案第 11 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
	議案第 12 号 市道路線の認定について
日程第 5	議案第 14 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）
日程第 6	議案第 27 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）
日程第 7	議案第 15 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 16 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 17 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 18 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 19 号 令和 7 年度取手市一般会計予算

日程第 9	議案第 20 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第 21 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 22 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 23 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第 24 号	令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第 25 号	令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第 10	議案第 26 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	請願第 6 号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
日程第 12	請願第 7 号	身近なところに図書館がある街づくりを求める請願
	請願第 8 号	取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願
	請願第 9 号	耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願
日程第 13	意見書案第 1 号	高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書について
追加日程第 1	意見書案第 2 号	最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書について
日程第 14	議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	
日程第 15	閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出について	

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 意見書案第 1 号の一部訂正の件

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、意見書案第 1 号の一部訂正の件についてです。3 月 17 日、遠山議員外 2 人から、意見書案第 1 号について、サイドブック스에登載したとおり意見書案の提出文の一部を訂正したいという申出がありましたので、御報告いたします。

日程第 2 諸般の報告

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中に行われました一部事務組合議会の報告に関し、久保田真澄さんから、茨城県後期高齢者医療広域連合議会について、サイドブック스에登載したとおり追加の報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブック스에登載したとおり市長から報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| | 議案第 2 号 | 取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 3 号 | 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 4 号 | 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 5 号 | 取手市犯罪被害者等支援条例について |
| | 議案第 6 号 | 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |

○議長（岩澤 信君） 日程第3、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を御報告いたします。まず初めに、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号、取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第2号は可決されました。

続いて、議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第4号は可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 最後に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第5号から議案第6号について、審査の経過と結果を報告いたします。議案第5号、取手市犯罪被害者等支援条例について、1名の委員から質疑があり、取り組む時期がもっと早くてもよかったのでは。なぜこの時期になったのか、との質疑に、「令和6年第1回取手市議会定例会において、染谷議員より条例制定についての一般質問に対し、市長より条例制定に向けた取組に着手するとの答弁を受けて、県条例や他自治体の状況を調査するなどし、1年かけて取り組み、本議会への上程に至ったもの」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第5号は可決しました。

議案第6号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、1名の委員から質疑があり、連携施設の確保に関する基準について、市内の保育施設は3歳から5歳児の定員はまだ余裕があると思い、改正の必要はないのでは、との質疑に、「当市において事業所内保育事業を実施している取手市医師会どんぐり保育園のみが条例の対象施設となっている。今後同様の事業所が新設された際に、地域によっては連携施設の確保が困難となる可能性があり、国の基準と市の条例との整合性を確保することが必要となるため、一部改正を上程したもの」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第6号は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に、表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう、厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

染谷和博君。賛成——反対の方いますか。賛成。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） おはようございます。今日、朝、SNS を見ておりましたら、女性が選ぶベッドタウンとして 1 番だと思ふ市町村ランキングの茨城の 1 位が取手でした。市長の政策が実ってるんじゃないかというふうに思っております。理由として、上野まで 33 分座って移動、市内公園が点在しており自然環境も魅力、スーパー・商業施設が充実して日々の買物に便利、子育て支援センター・学童保育も充実、ファミリー層にお勧めということで、女性が選ぶというところが非常によかったかなというふうに思っております。

それでは、議案第 5 号、取手市犯罪被害者等支援条例について、賛成の立場で討論いたします。犯罪被害者とその家族は、事件後に精神的・経済的・社会的な困難に直面します。こうした被害者の負担を軽減し社会全体で支援していくために、本条例の制定は必要不可欠です。犯罪の被害に遭った方々は、身体的な被害だけでなく、トラウマや PTSD などの精神的苦痛にも苦しむことが多くあります。遺族の生活が一変し、経済的な困窮に陥る例も少なくありません。こうした状況を考えると、犯罪被害者等支援条例の制定により、公的な支援を拡充し、被害者の権利を守る仕組みを整えることが急務であると言えます。取手市は転居費用の助成があり、犯罪行為の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に有効です。市民に最も身近な存在である市が担う役割は大きいと感じます。本条例が制定されることにより、社会全体で犯罪被害者を支える意識が高まります。被害者が孤立することなく、地域社会の一員として安心して生活できる環境を整えることが重要です。これまで、犯罪被害者本人やその家族への対応は十分でなかったと思います。犯罪被害者等支援条例は被害者の保護と復興を促進し、より安心して暮らせる社会の実現に寄与するものです。以上を述べて賛成の討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。よろしくお願いいたします。私も、議案第5号、取手市犯罪被害者等支援条例について、賛成の立場から討論いたします。私も、この犯罪被害者の方に関しては、個人的に既に相談とかを受けていることもありまして、ここはすごく注視しております。私たちの社会において、犯罪被害者は深刻な精神的・肉体的、そして経済的な影響を受けることがあります。それらの苦しみを少しでも軽減し再起を支援するために、この条例が果たす役割は極めて重要と考えます。まず、犯罪被害者は、犯罪行為そのものだけではなく、その後の手続や生活においても多くの困難に直面し、精神的な負担も大きいことが想定されます。そのため、犯罪被害者が適切な支援を受けられることが社会全体の安心感を高めることにもつながります。

次に、この条例は行政の役割を明確にし、被害からの回復または軽減を目指しています。被害者が安心して支援を求めることができる環境をつくることが犯罪防止にも寄与すると考え、また、心のケアや包括的な支援を提供することで、被害者が社会復帰を果たす手助けができると考えます。さらに、この条例の実施により市民の間でも犯罪被害者支援の意識が高まり、地域社会の協力によって、犯罪被害者が孤立することなく必要な支援を受けられるようになることも期待しています。

最後に、犯罪被害——被害者が受けた傷は一度の支援だけでは癒せるものではありません。継続的な支援が必要であり、この条例がそのサポートを実現するための一歩となることを強く希望しています。今、犯罪被害者等支援を強化することは、より安全で安心な社会を築くための重要な措置となると思います。以上の理由から、私は犯罪被害者等支援条例について賛成といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第1号から議案第6号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号、取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号、取手市犯罪被害者等支援条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第 7号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 8 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
議案第 10 号 取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する
条例について
議案第 11 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する
構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センタ
ー運営協議会規約の変更について
議案第 12 号 市道路線の認定について

○議長（岩澤 信君） 日程第4、議案第7号から議案第12号までを一括議題といたします。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました、議案第11号、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第11号は可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、議案第7号から議案第10号まで及び議案第12号につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。まず、議案第7号、取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、1名の委員より質疑がありました。質疑の内容としましては、条例中の災害の発生の部分が削除されるが、その理由についての質疑があり、これに対し、「令和7年4月1日より運用が開始される宅地造成及び特定盛土等規制法は、未然に防止することが大きな目的の法律であるため、災害の発生という部分について改正する」という内容の答弁がありました。討論はなく、議案第7号は全員賛成により可決しました。

次に、議案第8号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、議案第8号は全員賛成により可決しました。

次に、議案第9号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、議案第9号は全員賛成により可決しました。

次に、議案第10号、取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について、質疑・討論はなく、議案第10号は全員賛成により可決しました。

最後に、議案第12号、市道路線の認定について、質疑・討論はなく、議案第12号は全員賛成により可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号から議案第12号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第7号、取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号、取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第11

号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 12 号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 14 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 5、議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。付託案件について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました、議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）の所管事項について、当委員会の審査の経過と結果を報告いたします。2 名の委員から質疑がありました。ある委員から、中学校建設事業に要する経費、永山中学校工事請負費 4 億 5,000 万円計上されているが、確保する普通教室の数は、との質疑に対して、「令和 6 年度現在で普通教室は 10 教室となっているが、今後生徒数が増加し、令和 13 年度には生徒数が最大 531 名となり、普通教室は 16 教室となる見込みです。現在の校舎では使用できる教室の数は 13 教室のため、3 教室分が不足する見込みです。今回の工事で内部改装を行い、教室配置を変更し、有効的にスペースを確保することで、普通教室 16 を確保したい」との答弁がありました。また、ある委員から、永山中学校の改修工事に合わせてインターホンの設置をされるのか、との質疑に対し、「主要な各教室へインターホンを設置する予定で考えている。例えば体育館とか武道場も設置を予定している」との答弁がありました。さらに、ある委員から、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費について、下水道敷設に至った経緯について、の質疑に対して、「平成 30 年度に取手地方広域下水道組合において、取手グリーンスポーツセンターを下水道法事業計画区域に編入するため取手市との協議が始まり、その後、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、下水道組合が主体となり公共下水道の本管工事が行われました。さらに令和 4 年度にはグリーンスポーツセンター内に公共ますの設置工事が完了しました。こちらの経緯を踏まえて、令和 5 年度に下水道接続工事の実施設計、令和 6 年度に施設工事を実施いたしました。そして昨年の 11 月に排水を公共下水道の本管に接続しているという経緯となります」という答弁がありました。

議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）当委員会所管事項について、討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）所管事項について、審査の経過と結果を報告いたします。質疑・討論はなく、全員賛成で議案第 14 号は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）、建設経済常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。2 名の委員より質疑がありました。ある委員より、地籍調査に関する内容の質疑がありました。質疑の内容としましては、さらに積極的な調査のための予算要求や現在の調査体制や進捗状況、他の自治体との比較などについての質疑があり、これに対し、「現在も調査の**効果性？効率性？**がより高い市街化区域を優先的に担当者 3 名で、おのおの 3 地区を各工程に分け、単年度としては、おおよそ 800 筆前後を調査対象として実施していて、今回の補正予算において実施の箇所を含めると全体で 16.7%になるという状況である。国の補助金のほうの予算要求に際しても、年度当初では現状、要望額まで達していないため、効率的な活用として、前倒しで令和 7 年度分を今回の補正として予算計上しているところである。本市においては平成 3 年から年次計画に基づいて実施している状況で、他の自治体では昭和の時代から実施しているところもあり、進んでいる進捗のよい自治体よりも本市は始めた時期が遅かったと考えられる」という内容の答弁がありました。また、ある委員からは、都市計画道路 3・4・7 号台宿工区の進捗状況と今後の見通しについての質疑があり、これに対し、「平成 30 年から、台宿の交差点付近から整形外科までの約 190 メートルについて道路築造を進めていて、現在は暫定的に供用を開始している。現状、暫定であるため、今後も引き続き当該区間の事業完成に向け、地権者の方との交渉など事業継続を考えている」。また、新年度に都市計画道路再検討調査事業が入っているが、という内容の質疑に対し、「3・4・7 号線も含め、未着手の路線についても総合的に検討を進め、計画の見直しなどを来年度より着手していきたいと考えている」という内容の答弁がありました。討論はなく、議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）、建設経済常任委員会所管事項につきましては、全員賛成により可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず反対の方——賛成の方。

入江洋一君。

〔21 番 入江洋一君登壇〕

○21 番（入江洋一君） おはようございます。みらい・維新・国民の会の入江洋一です。議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）について、賛成の立場から

討論させていただきます。教育環境の整備は子どもたちの健全な成長と学習環境の向上に不可欠な要素であります。本市においても、未来を担う子どもたちが安心して学べる環境を提供することは重要な課題であると考えます。この補正予算には学校施設整備事業が含まれており、予算が成立し執行されることで教育環境の整備が進み、子どもたちがよりよい環境で学べるようになるものと期待しております。

高井小学校の増築事業と永山中学校の改修事業は、いずれもゆめみ野地区の人口増加により児童生徒数が大きく増えているということで、高井小学校では校庭整備工事、永山中学校では必要な教室数を確保するための改修工事やバリアフリー化工事などの予算が計上されているものであります。先日の議案質疑でも細かい点まで確認をさせていただきましたが、高井小学校の工事においては、運動会の開催時期などを踏まえて工事スケジュールが考えられて——いる点や、地域から要望のあった新取手側の門扉及び専用通路が整備される点、また、永山中学校の工事においては、幅員の狭い道路状況などを踏まえて、車両の通行方法などを検討していただける点など、工事内容はもとより、様々なところにまで配慮がされていると分かり非常に安心いたしました。

ほかにも、この補正予算には、私の母校である白山小学校の長寿命化改良事業の最終となる第4期工事の予算や学校遊具安全対策事業の予算が計上されております。先日、中村市長からの御説明のあった令和7年度の施政運営の基本方針の中で、特に重きを置いて力強く推進していきたいのが、こどもまんなか社会の実現に向けた施策の展開であるとのことのお言葉があったと記憶しております。学校施設整備事業は、国の補助事業の関係で令和6年度予算として提出されておりますが、実質的には令和7年度の事業として実施されるものであります。まさに、こどもまんなか社会の実現に向けた事業であり、未来を担う子どもたちが安全安心に、そして伸び伸びと学校生活を送るために必要な予算であると考え、私の賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 長塚美雪です。議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）に、賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算案には、永山中学校校舎・体育館改修工事経費が計上されております。工事内容としては、令和7年度中に不足が見込まれる3教室分の確保の内部改修、エレベーターやスロープ設置等のバリアフリー改修等が含まれているとのことでした。令和4年11月に行われた永山中学校3年生と議員との対話？協働？事業があり、その中で可決された議案に、教室増設・エレベーター設置・スロープ設置等のバリアフリー化がありました。当時の生徒たちは、ゆめみ野地区の世帯数推移や年齢別人口推移をしっかりと調査し、また誰もが心地よく——居心地よく学校生活が送れるようにと、校内のバリアフリー化を提言しました。実現時期についても二、三年後と、今回の工事スケジュールと偶然にもぴたり重なっています。また、中学生可決議案の中には、グラウンドにトイレ設置もありました。日頃、保護者や生徒から要望されておりましたが、担当課の迅速な対応により、この春設置に至ることが、総務文教委員

会の答弁で明らかとなりました。学校環境の整備は学びの根幹を支える重要なものです。生徒たちの思いが実現するとともに、これまで以上に居心地のいい学校生活が送れることを期待し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 落合でございます。議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）に賛成討論をいたします。中学校建設事業に要する経費であります。特に永山中学校の改修事業です。国の補助事業の対象となったことから前倒しをして実施、ゆめみ野地区人口増加による変化に応じた改修工事であります。併せて、誰一人取り残さない学習環境のため、バリアフリー化と主要施設教室へのインターホンの設置、これにより、教職員の業務効率化と学校防犯対応の向上が図られます。細部にわたり整備が図られるものとなります。取手市の未来を担う世代への安全で快適な学習環境整備が図られるものと思い、賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに反対討論の方——賛成討論の方。

小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 創和会、小堤です。私は議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）について、賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算では、17 億 2,273 万 6,000 円のうち、国の令和 6 年度補助事業により前倒しして実施する事業として、13 億 9,725 万 4,000 円が計上されています。内訳としましては、白山小学校の長寿命化改良事業・高井小学校の増築事業・永山中学校の改修事業・学校遊具安全対策事業となります。本会議の質疑で、入江議員から高井小学校と永山中学校について、そして、私も総務文教常任委員会で永山中学校と取手グリーンスポーツセンターについて質疑させていただきました。それらの中でも、高井小学校については、校庭の拡張や新取手方面から登下校する児童の利便性を高めるため校庭南側に門扉等を整備するものや、児童数増加に対応する校庭整備など、学校環境の適正な整備が図られるものと理解しました。また、高井小学校の児童数増加に伴い、卒業生が通うこととなる永山中学校も手狭になることは明らかです。令和 13 年には生徒数が 531 名になると見込まれ、1 クラス 35 人学級とすると 16 教室が必要となることから、特別教室から普通教室への改修工事や特別支援教室 6 教室の確保、さらにはエレベーター設置やトイレのバリアフリー化、照明の LED 化なども図られます。屋外では、生徒数の増加に伴い教職員も増えるわけであり、一部テニスコートがアスファルトの面であるところを駐車場にして、その代わりに使用されていないプールを解体・撤去しテニスコートとするなど、屋内外にわたり学校環境の有効な整備が図られることを確認しました。これらのことから、高井小学校の 1 億 1,000 万円、永山中学校の 4 億 5,000 万円は、高額な整備工事ではありますが、いずれの事業も次世代を担う子どもたちがこの地域に増えていることから、その子どもたちが心身ともに豊かにすくすくと成長するために整備しなければならないことと認識しました。

次に、取手グリーンスポーツセンターの下水道敷設についてですが、今までは大きな合併浄化槽による下水処理でしたが、下水道法事業計画区域に編入されたことから本管接続工事が計画され、今回その工事が完了し、発生する使用料が約 120 万円であることを理解しました。大きなスポーツ施設の下水処理環境及び施設の利便性が向上すると大いに期待するものです。以上、いずれの改修工事等におきましても、児童生徒や市民が利用する学校や公共施設の環境が向上することは、市民が豊かに生活していくための必須条件であり、それは住み続けるほど好きになるまちづくりにつながるものと確信し、この補正予算を高く評価し、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで 1 回目の討論を終わります。

それでは、2 回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）について、本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって議案第 14 号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 27 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 6、議案第 27 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 議案第 27 号の提案理由をご説明申し上げます。令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）についてであります。本件につきましては、令和 6 年度の永山公民館コンデンサー取替え事業に必要な物品を年度内に調達できないことから、令和 7 年度に繰り越して執行する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。事業費は 61 万 6,000 円になります。

以上、議案第 27 号につきまして提案理由をご説明申し上げました。詳細につきまして、御手元の議案書を御参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 27 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第 27 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 27 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決しました。

日程第 7 議案第 15 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 17 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 18 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 7、議案第 15 号から議案第 18 号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第 16 号から議案第 17 号について、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第 16 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第 16 号は可決しました。

議案第 17 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第 17 号は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、議案第 15 号及び議案第 18 号につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 15 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、質疑はなく、1 名の委員より反対討論があり、議案第 15 号は賛成多数により可決しました。

最後に、議案第 18 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、1 名の委員より質疑がありました。今回の補正予算での減額になる原因、また諸支出金の内容についての質疑があり、これに対し、「売上げなど状況により大きく変化するところでもあるが、本場開催は終了していて場外のほうを 1 回残しているものの、そちらの見込みを立てた上で今回減額補正をしている。また諸支出金については、競輪事業一般会計への繰出金」との答弁がありました。1 名の委員より反対討論があり、議案第 18 号は賛成多数により可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第 15 号から議案第 18 号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 15 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 16 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 16

号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 17 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 18 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 19 号 令和 7 年度取手市一般会計予算

○議長（岩澤 信君） 日程第 8、議案第 19 号、令和 7 年度取手市一般会計予算についてを議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算審査特別委員長、佐藤隆治君。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 佐藤隆治君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（佐藤隆治君） 皆様、おはようございます。一般会計予算・決算審査特別委員会の佐藤でございます。当委員会での審査の経過と結果について、御報告させていただきます。先般、3 月 12 日・13 日・17 日の 3 日間で、10 人の委員で、議案第 19 号、令和 7 年度取手市一般会計予算、当初予算の額は 504 億 4,000 万円と、前年度と比較して 76 億円の増、昨年に続き取手市で最大の予算規模となる——最大の規模となる予算について慎重な審査を行いました。

令和 7 年度の予算の概要では、中村市長が特に重点として置いている「こどもまんなか社会の実現」に向けた施策をはじめ、とりで未来創造プラン 2024 の 2 年目に当たる年度でもあり、6 つの基本項目、「快適で住みやすい都市の実現」「魅力の創造と発信」「未来をつくる世代を育むまちづくり」「健康でいきいきとした社会の実現」「大切な日常が守られる環境整備」「将来にわたり発展する地域社会の構築」、これらの事業費がバランスよく予算に盛り込まれているか、重点施策・他の計画・関係施策との整合性などの点を——点に着目し、委員会全体では初日と 2 日目、2 日間で 203 項目、219 件の質疑の通告があり、各委員が事前調査・研究を重ね、資料や予算説明書を参照して詳細な質疑を行いました。2 日目の質疑終了後は、3 日目の最終日に行う総括質疑事項確定のための委員間討議を行いました。総括質疑とは、皆様ご存じのとおりで、質疑答弁に対しての疑義や不明確な点があるとき、また大綱について疑義を——質疑を行うものであります。委員間で

の討議の結果、委員間の——委員会の総意として、農業振興・こども政策推進・空き家等の適正管理・教育相談・地域公共交通計画・防犯に関する経費について、6項目を質疑に取り上げました。3日目の最終日には、山野井副委員長が委員会を代表して総括質疑を行いました。総括質疑の御答弁には中村市長にも出席していただき、また、執行部の皆様にも丁寧で簡明な御答弁をいただきました。その後、討論・採決を行い、反対討論が1人の委員からありました。採決の結果、賛成多数により議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算は原案可決となりました。以上、御報告を申し上げます。

なお、当委員会の様子は市議会のユーチューブサイトで配信されており、録画でも視聴することはできます。また、議員の皆様には、事務局の御協力により即日で会議録がサイドボックスに掲載しておりました。詳細については、再度こちらで御確認をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。まず反対討論から。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党です。議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算について、反対討論を行います。一般会計当初予算の予算規模は504億4,000万円、過去最高額となっています。物価高騰に賃金と年金が追いつかず、政府の調査でも、生活が苦しいと訴える国民は何と6割にも及んでいると説明されています。私ども日本共産党会派は、市民の命と暮らしに直結している観点で、新年度予算を審査いたしました。

まず歳入については、不確定なふるさと取手応援寄附金、10億円もの増額を見込んでいる点、そもそも経済的に豊かな人の税対策に活用大となり、果たして税の控除額は幾らになるのでしょうか。地元中小企業への貢献度は少なく、大企業に大きく貢献する状況は変わりません。そして、ほぼ全国で活用されているポータルサイトへの利益を最大化している点も見逃すわけにはまいりません。地方税制の在り方の原則による、公正なふるさと応援事業にすべきと考える立場から、実際そうならないので、反対です。この点も問題提起いたします。

あわせて、予算に大企業法人市民税の伸びはあるものの、中小企業の法人では、法人市民税から見て経営状況の深刻さが続いていると受け止めています。地域経済の担い手は中小事業者であり、当市では——当市が持つ中小小規模事業振興基本条例を、理念だけでない具体策が求められます。社会教育施設等公共施設の設置目的に反し、ネーミングライツで広告料とした寄附による収入を得ることも、この際、課題として指摘しておきます。

先日行った中学生議会で、子どもたちの公園整備を求める純粋な提案がありました。その財源に、何とふるさと納税を充てるとしていました。このように、子どもたちにも影響していくのです。本来の地方財政の在り方を原則とした取手市財政運営を図るべきです。

歳出につきましては、私たちも一貫して求めてきた、保育士の処遇改善や藤代子どもクラブ室内にトイレ設置工事費が計上され、歓迎するものです。学校体育館空調設備設置工事費に 18 億円、子ども優先は当然です。しかし、取手市財政の在り方としてはどうでしょう。文科省が適切とする政策を示す内容の補助事業は大変重要なものとなっており、市としての財政負担の軽減を図り、後年度の公債費、光熱費などの軽減と環境への配慮も追求すべきです。工事発注は予算に基づき行われるものなので、再考を求めるものです。また、徴収困難な事案とはいえ、茨城租税債権管理機構への移管による徴収の在り方、また投票率の向上対策も一歩踏み出した感はあるものの、投票所の確保やバリアフリー化等まだまだやれるはずであり、民主主義の根幹に関わる選挙投票率の向上への責務を果たしていると評価できるものではありません。指定管理者の変更による問題で、今回、利用者から不満の声が出ていたように、公共施設の管理運営の在り方も問われます。同じように放課後子どもクラブの民営化では、当初打ち出した目的達成と見える化も、こどもまんなか社会を目指す取手市として、各課で連携し取り組む必要があるにもかかわらず、問題意識を持っているのか甚だ疑問です。やっぱり公共の役割は、民間任せにする運営は改めべきと言わなければなりません。また学校給食費無償化、せめて軽減策の要求や子どもの医療費無料化、せめて窓口負担額引下げ要求に对应しておりません。こどもまんなかを目標とする取手市として、子育て支援事業の優先事業として、しかも再度、最優先事業として取組を示すべきです。今回の一般会計予算・決算審査特別委員会で、6 項目について、より充実させようと委員全員が一致し、山野井副委員長が総括質疑を行いました。これらの項目を、私ども会派としては問題提起したい点であることを強調しておきます。あわせて、現下の米不足・高騰の中で、これまでの政府の減反・減産政策の転換、また米の増産が求められる中で、当市において広大な水田を壊す政策は改め、続けられる家族農業、取手市の食料安全保障としての農政の転換が求められることを指摘し、以上、反対討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 賛成討論の方。

古谷貴子さん。

〔4 番 古谷貴子君登壇〕

○4 番（古谷貴子君） 公明党の古谷です。議案第 19 号、令和 7 年度取手市一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。今回の予算は、特に総務費のふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費が大幅に増額をされております。市内産業活性化のための特産品を返礼品とすることや、市内の特産品・農産品を通じて取手市のイメージアップを図るとともに、市内農業拡充のためにとても大切な事業であると考えます。また、こどもまんなか社会の実現と妊産婦や子育ての支援として、こども政策推進に要する経費、妊婦のための支援に要する経費、民間保育士確保に要する経費が新規予算として計上されました。今、特に大きな課題である少子高齢化への対策として大きな意義のある予算計上であります。取手市の未来への大きな布石となると考えます。これらのことから、必要かつ重要な予算であると評価し、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。賛成討論の方。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口でございます。議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。とりで未来創造プラン2024が昨年度からスタートし、2年目を迎える令和7年度、こどもまんなか社会の実現に向けた様々な取組をはじめとし、総合計画に定めた6つの政策の展開と、取手の未来を見据えた多くの施策が予算の随所に見られます。委員会では実施される事業につきまして様々な角度から活発な審議が展開されました。大変充実した予算審査になったものと感じております。執行部の皆様方、ありがとうございました。その中で私は、市民が安全安心に将来にわたって住み続けたいと感じてもらえる予算編成がなされているか、また少子高齢化社会への対応、教育についてはどうか、という視点で評価を行いました。

具体的に申しますと、例えば教育振興費においては、小学校教育設備及び教材費に要する経費があります。保護者負担の軽減を図るということで、各学校に校外学習等で使用する探検バックを配置する経費が予算編成されています。また、教育相談に要する経費において、令和7年度で5年目を迎える取手市の新しい学校教育3つの取組ですが、増加傾向にある不登校対策として児童生徒への支援を行うこと、さらに社会体育振興関係経費においては、市制施行55周年記念事業として取手ロゲイニングが計画されています。こどもまんなか社会を掲げる取手市にふさわしい予算編成であると感じます。高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費においては、令和8年度に第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定するに当たり、日常生活圏域ニーズ調査を実施することは、未来を見据えた必要な経費だと考えます。安全安心対策では災害対策に要する経費として、避難所開設用キーボックスを設置すること、またデジタル化推進に要する経費、空き家対策の適正管理に要する経費、取手の魅力を広く発信するための経費として、出張なんでも鑑定団の公開収録を実施するという、わくわくするような企画などもあります。早速、友達に、お宝ないかなと声かけを始めたところです。

以上、一部の事業につきまして述べさせていただきました。限られた財源を確保するために、ふるさと納税をはじめとした取組を進め、効果的・効率的に事業展開が図られるよう予算編成をされていることを高く評価いたします。これらの理由により、令和7年度取手市一般会計予算について賛成いたします。

以上で、賛成討論を終わりにさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。――賛成討論の方。

杉山尊宣君。

〔5番 杉山尊宣君登壇〕

○5番（杉山尊宣君） 創和会、杉山尊宣です。私からも、議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。令和7年度は中村市政においてとりで未来創造プラン2024の2年目に当たり、さらなるこどもまんなか社会の実現に向けた取組の強化や、未来創造プラン2024に掲げる重点施策がどのように進化し力強く進められていくのかという視点で審査をさせていただきました。

まず、私が特に評価をしたいのは、取手市民間保育士等処遇改善補助金の新設でございます。令和5年第4回定例会において、議員全員一致で採択されました保育士等の処遇改善に関する請願を受け、請願採択後は、スピード感を持って国や県にこどもまんなか社会の実現に向けた保育士等確保推進のための財政措置と施策を要望され、すぐに取手市独自の処遇改善を検討・創設をし、新規採用保育士等応援補助金として、新規採用となった保育士等へ20万円を補助、さらに勤続功労補助金として勤続年数に応じ支給額が増額となる仕組みや、市長自らも直接園へ出向くことを検討しているなど、他の自治体には見られない取手市独自の補助金予算が今回計上されました。民間保育園では保育士不足が喫緊の課題となっている中、今回の補助金の効果によって、今後の民間保育——保育園等の質の高い保育の実施と、継続雇用による安定的な運営につながるとともに、潜在保育士の再就職にもつながるものと大いに期待をしております。

そして、新たに——駅前になに開園を予定している取手駅前保育園整備事業においても、全ての子どもが健やかに成長でき、各家庭が安心して子育てができるような、子育てしやすい町取手の実現につながるものと、こちらについても期待をするものです。

また、今回計上されました全ての小中学校体育館及び中学校武道場における空調設備整備により、児童生徒の安全で快適な学習環境の整備を図られることはもちろん、災害時における避難所としての機能性向上に大きくつながるものと考えます。さらに、市民の安全安心な日常生活確保に必要な道路や排水などのインフラ整備強化の予算編成に加え、地域の防災力・防犯力を高める取組への予算、市民の利便性向上を図る行政のデジタル化のさらなる推進予算などが計上されており、持続可能な地域社会の構築にも期待をしております。加えて、今年度は市制施行55周年ということもあり、市の魅力向上につながる様々な記念事業が計画予定されている点や、市の魅力発信の要であるシティプロモーションの中においては、新たなアプローチによる魅力の醸成や郷土愛につながる取組が様々な展開を予定されるなど、多岐にわたり未来を見据えた予算となるように編成し、「住み続けるほど好きになる街」の実現が、この先さらに具現化していくものと感じております。

以上のことから、市長はじめ執行部の皆様の手腕を高く評価をさせていただきまして、私からの令和7年度一般会計予算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に反対討論の方。賛成討論の方。

関川 翔君。

〔11 番 関川 翔君登壇〕

○11 番（関川 翔君） 会派みらい、関川 翔です。議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論をいたします。本予算は、市民生活の向上と持続可能なまちづくりを目指し適切に編成されたものと評価いたします。私自身、一般質問でも発言したとおり、取手市の少子化は待ったなしの状況にあると思っています。そういった状況の中で、昨年の決算審査における総括質疑を踏まえ、結婚新生活支援事業の所得制限を500万円から600万円上げた点は、少子化対策の一環として大きな前進であると思っています。例えば、東京都のデータを見ても、高所得者ほど未婚率が低い傾向があり、支援対象を広げることで、結婚を希望する世帯の後押しとなり、少子化対策に実効性のあ

るものになることが期待されます。これにより、取手市における若年世帯の定住促進につながるものと考えます。

また、道路維持補修予算が7,000万円増額されたことも、市民の安全安心な生活基盤を支える上で重要な施策です。老朽化した道路や歩道の補修が進むことで、通学路の安全性向上や交通事故のリスク軽減につながるとともに、物流効果の向上や企業誘致にも寄与し、地域経済の活性化にも貢献すると思われます。さらに、本市としては、道路の予防保全を強化し、耐用年数を抑える？迎える？前に計画的な補修、更新を行うことで、長期的な維持コストの抑制と市民の安全確保を図ることが重要です。増額はされたものの、近隣他市と比較すると、依然として本市の道路維持補修予算の規模は、1,000キロの道路延長に対し十分と言えず、本日のような急な積雪や集中豪雨の際にはまさにこういった予算編成が重要であり、今後さらなる拡充を求めていく必要があります。本予算には、こうした重要施策の充実が反映されており、市民の暮らしの質を高めるものとなっています。これらの施策の成果を注視しながら、何かに備えて財源を蓄えることばかりに注力せず、未来を見据えた投資方法を執行部と共有し、取手市のさらなる発展につなげるため、今後も様々な政策提言をさせていただきたいと思っております。よって、本予算に賛成いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方——賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。中村市長肝煎りのこどもまんなか社会実現に向けて、本格稼働に入る大事な令和7年度と考えます。そういった意味で、特に民間保育士等処遇改善事業は、本市の厳しい財政状況の中、本当によく考え抜かれたものとなっていて非常に期待するところです。また、アートのあるまちづくり推進に要する経費の中の対話型鑑賞ツアー学校連携事業、こちらも取手市だからこそ実現可能な事業となっていると考えます。小規模特認校である山王小学校で積み重ねられているアーティストと児童の交流事業から生まれる世界感に、毎年感動してまいりました。自分の感じたことを自由に表現することのすばらしさ、ぜひそのエッセンスを20校全校に広げていただきたいと常々思っていたことが実現することに、わくわくしています。本当に取手市の子どもたちの今後が楽しみです。

また、懸案事項となっていた事業に予算配分されたことを評価いたします。2点ありまして、1つは双葉第一ポンプ場改修工事費です。双葉第一ポンプ場がどのように稼働しているかのデータなしには、真に有効な水害対策を打つことが難しいことを何年も指摘してまいりました。やっと監視システム導入の運びとなり、スタート地点に立てた思いです。もう1点は、藤代小学校放課後子どもクラブのトイレ改修工事です。こちらも念願の事業となります。以上、簡単ではございますが、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第21号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 令和7年度取手市介護保険特別会計予算
議案第24号 令和7年度取手市競輪事業特別会計予算
議案第25号 令和7年度取手地方公平委員会特別会計予算

○議長（岩澤 信君） 日程第9、議案第20号から議案第25号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を報告いたします。議案第25号、令和7年度取手地方公平委員会特別会計予算について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第25号は可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第21号から議案第23号について、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第21号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、3名の委員から質疑があり、ある委員から、特定健康診査の受診率が令和7年度の想定43.3%の根拠は、との質疑に、「令和7年度はこれまでの日程に加え、令和8年1月に取手ウェルネスプラザで冬期日程を新規で計画しています。若年層の受診率が低いため、若年層も受診しやすい環境の整備として、土日祝日を1日分追加し、トータルで11日間、また夜間を

4日間ほど設け、前年度と比較し3.3%の増加を見込ませていただきました」との答弁がありました。討論はなく、賛成多数で議案第21号は可決しました。

次に、議案第22号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑・討論はなく、賛成多数で議案第22号は可決しました。

議案第23号、令和7年度取手市介護保険特別会計予算について、1名の委員から質疑があり、ある委員から、成年後見制度の利用状況、との質疑に、「前年度と比較すると若干金額のほうが減っているが、これは市長申立ての件数自体が減っていることが影響している。その状況を踏まえて、親族の申立ても中核機関がサポートします」との答弁がありました。討論はなく、賛成多数で議案第23号は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、議案第20号及び議案第24号につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第20号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、2名の委員より質疑がありました。ある委員より、換地関連業務委託料についての詳細や今後のスケジュール、業務を進めるに当たり課題や懸念事項は、という内容の質疑がありました。これに対し、「区画整理事業の完了となる換地処分に向けた一連の手続に関する業務委託となり、委託業務の契約後、測量データを用いて関係機関との協議、換地計画書の作成へと進めて、秋頃に地権者の皆様に換地計画についての個別説明などスケジュールを考えている。地権者様への丁寧な説明が非常に重要と考えていて、これは所有者の代替わりや土地の状況を十分に把握されていない方もいらっしゃると考えているためであり、認可権者である茨城県と早めに事前協議を行い、引き続き関係者と連携しながら円滑な事業運営を目指します」という内容の答弁がありました。また、ある委員からは、西口駅周辺交通量解析業務委託や、駅前の区画整理事業区域外の整備についてなどの質疑に対し、「区画整理事業の整備効果を分析するために交通量の調査を行い、その結果を集計分析して、今後検討しているほかの事業のデータとしても生かせるよう実施するもので、区画整理事業区域外の部分については、はなのき通りの4車線化を見据えていて、再開発事業との関連事業を令和7年度に計画の策定をしつつ、国の補助金を頂きながら施行していきたいと考えている」という内容の答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、議案第20号は賛成多数により可決しました。

最後に、議案第24号、令和7年度取手市競輪事業特別会計予算について、1名の委員より質疑がありました。車券販売収入を30億と見込んでいる理由との質疑について、「例年2開催、前節・後節を行っているが、全国的な競輪枠組みの調整の中で開催日数が増やされていて、その中で取手市営のほうで手を挙げて、1開催増やす予定のため10億円増と見込んでいる」という内容の答弁がありました。また、販売購入の際にポイントがつくということで、そこにのめり込む問題があるという。大変危惧されると考えているが、市のほうでは検討されているか、という内容の質疑に対し、「ギャンブル依存症対策ということで窓口を設けている。相談窓口として、お客様相談センターや全国公営競技施行者

連絡協議会の公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターなど設置されていて依存症対策等に取り組んでいる」という内容の答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、議案第24号は賛成多数により可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。まず、反対討論の方。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。私は議案第24号、令和7年度取手市競輪事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。令和7年度、予算総額31億4,030万円を計上しております。皆さん御存じのとおり、競輪は刑法で禁止されている賭博を、自転車競技法で戦後復興策として時限的に認められた公営ギャンブル事業でございます。近年はインターネットでの車券販売が主流となりまして、本市の予算でも昨年に比べ10億円増の車券販売での歳入を見込んでおります。以前から、ギャンブル依存症について指摘してまいりましたが、インターネット販売が普及するに当たって、ギャンブル依存症の若年化が進んでおります。ギャンブル等依存症対策基本法、こういった法律ございますけれども、これ理念法でございまして、インターネットの内容など個別に規制する条項はありません。現在、競輪を含めた公営ギャンブル競技では、かけたお金にポイントが還元されるサービス、こういったものもありまして、掛金を抑制する心理的ハードルを下げ、効果もあると専門家から指摘もされております。このポイント還元で競輪にはまって、闇バイトに手を出して逮捕されてしまったという20代の学生もいらっしゃいます。ギャンブルにより借金をして、家族が肩代わりしたということもございます。競輪事業で得た収益は、誰かを不幸にしているかもしれないという、そういった負の面もございます。これは健全な財政と言えるのでしょうか。取手市は「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」とし、市民が思いやりを持って暮らし、住んでる人にも訪れる人にも優しいまちづくりを目指すと、将来都市像を掲げております。まちづくりの基本方針に立ってみても、競輪事業が健やかで安らぎとぬくもりを与えるものになっているのか、未来を担う子どもたちや若者に豊かな心を育むものとなるのか、この辺をしっかりと考えなければいけないのかなと私は感じております。私、子どもがおりますけれども、自分の子どもがギャンブルをやると言ったら、やはり親としてはやめなさいと、私は言います。競輪がギャンブルである以上、ギャンブル依存症の問題、それが本市のまちづくりの方針とは相入れることはできません。以上のことから、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に賛成討論の方。

久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9 番（久保田真澄君） 議案第 23 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。本年 2025 年は団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護・社会保障などの分野で大きな影響を及ぼすとされています。取手市においても、令和 7 年 1 月 1 日現在の 65 歳以上の人口は 3 万 6,694 人で、高齢化率は 34.7%となっています。要介護認定者は 5,964 人、認定率は 16.3%です。認定者の増加に伴い、介護給付費も増加している現状があります。その中で、介護予防・生活支援サービス事業費に 2 億 1,093 万 5,000 円を計上しており、前年度と比較し 2,393 万 4,000 円の増となっています。その内容は、要支援者に対し要介護状態となることの予防、要介護者の悪化防止のために日常生活の支援を行い、運動機能の維持向上や閉じこもりを予防し、生きがいのある人生を送ることができる。また、一般介護予防事業費では、住民が主体となって通いの場への講師派遣やフレイル予防のイベントを開催し、介護予防活動の普及・啓発を推進するものとなっている。今後増え続ける高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることを念願し、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。私のほうからは、議案第 20 号・21 号・22 号・23 号の反対討論をさせていただきます。

まず初めに、議案第 20 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算、反対といたします。令和 7 年度は、区画整理事業の終息に向けた予算計上で、主な内容は換地関連業務委託費 4,780 万円のほか、道路改修工事 2,200 万円などとなっております。区画整理事業は平成 5 年からスタートし、やっと交通広場の開通で、32 年も経過した事業でもあります。中でも 2013 年——平成 25 年から着手した A 街区については、開発手法も不透明、地権者の同意も見通せず移転解体に着手してきたことは、事業の遅延、補償費を主とする事業費が拡大するなど、私たちが指摘してきたことが現実のものとなっています。住民合意のない事業推進という、取手市開発事業の失政と言わざるを得ません。前市長の政策を引き継いだものだといえ、220 億円という一極集中の税金投入により、市民生活を圧迫してきた、このことへの市長の責任は大きいものです。それにもかかわらず、全く反省が見られません。市は A 街区の地権者への使用収益開始後、再開発事業を予定していましたが、一部の地権者が再開発に参加しないことを理由に都市計画決定の手続が停止したと説明しています。しかし、市の説明は、地権者の一部の方が突然態度を変えたため、都市計画決定の停止に追い込まれているかのように聞こえます。これまで市は再開発事業について、平成 23 年には取手駅北地区土地利用構想に A 街区の共同化を位置づけ、平成 28 年 7 月には取手駅西口 A 街区共同事業検討会を設立し、平成 29 年 7 月には取手駅西口 A 街区再開発基本構想と進めてきた経緯からも、市側の合意形成のための努力がされてこなかったことは明らかで、事実に基づき正しく報告すべきです。それに加えて、図書館等複合公共施設整備計画を再開発事業に組み込んだことが、地権者の同意を一層困難にしてきたこと、教育委員会や図書館関係者との協議を持たず、令和 6 年 3 月 15 日取手市広報

への掲載は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反する疑いがあること、いずれもトップダウンで乱暴な市の進め方が、今回の失敗を招いていることは明白です。取手市は駅前の空きビルは放置したまま、再開発事業で駅前ににぎわいをと説明を繰り返しました。再開発を支えるはずの公共施設導入計画は、皮肉にも地権者の合意をより困難なものとし、計画の停止に追い込まれる要因となりました。図書館等複合公共施設整備計画はきっぱりと白紙に戻し、A街区の土地利用は地権者の自主的な土地利用を図り、取手市は再開発事業から撤退することです。取手駅西口都市整備事業特別会計予算の反対討論いたします。

次に、議案第 21 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算の反対討論いたします。令和 7 年度取手市国民健康保険特別会計予算は、前年度予算額比で見ますと 4 億 2,437 万 9,000 円の減となり、被保険者数の減が主な理由です。しかし、前期高齢者交付金はここ数年、そして今後も 40 億円前後は歳入として入ってくる見通しです。また、決算時ごとに毎年約 10 億円近い余剰金が出ています。こうした繰り返しが基金積立て 42 億円になってきた大きな要因でもあります。市は、遠山議員の一般質問の答弁の中で、国民健康保険特別会計の基本方針は、持続可能で健全な国保財政の運営を実現する。そのために国民健康保険特別会計の収支のバランスを維持しなければならない。持続可能な収支の均衡を図るためには、必要に応じて保険税の見直しや経費削減、こういったものを講じながら、単年度決算においても適正な運営を確保していると説明されていましたが、42 億——42 億円もの基金積立てがあることへの反省ありません。また、単年度主義、単年度収支が基本であると説明していますが、毎年余剰金が発生し、基金の積立てを繰り返しています。説明と現状の結果のつじつまが全く合っていません。保険税率の見直しもせず国保税を徴収してきたことへの市の責任は大きいものがあり、直ちに改めるべきです。暮らしが大変と声を上げている国保加入者に高い国保税を押しつけ、巨額な基金を温存するというのは本末転倒です。直ちに、取り過ぎた国保税の引下げなどに踏み切るべきです。さらに、42 億円にもなる基金積立ては、これまで長年払い続けてきた国保加入者の方が 75 歳になって後期高齢者に移行し、取り過ぎた国保税は還元すべきとの声は、当然であります。取手市内の令和 5 年度実績では、国保加入者 2 万 1,970 人、後期高齢者は 2 万 1,722 人と、ほぼ同数となっています。一般質問でも明らかになったように、国保基金の一般会計への繰出しは法令に違反するものではないとすることから、一般会計での高齢者支援策の拡充を促進することです。国民健康保険制度は、目的にもあるように、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することです。茨城県内断トツの基金積立てを取り崩し、国保加入者、さらには一般会計への繰出しで高齢者へ還元する努力を惜しまない姿勢への転換が必要です。以上、議案第 21 号、反対討論いたします。

次、議案第 22 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算、反対討論いたします。後期高齢者医療制度は——制度導入は、2008 年、平成 20 年からです。政府は 75 歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させる制度です。理由は、1、治療の長期化・複数疾患への罹患が見られる。2、多く

に認知症の問題が見られる。3、いずれ避けることができない死を迎える。などを掲げています。これは厚生労働省の社会保障審議会、後期高齢者の在り方に関する特別部会の報告書に明記されていることです。日本共産党は、こうした考えで制度をつくれば差別医療になるのではないかと指摘し、反対してまいりました。実際、「後期高齢者となり医療保険料が高くて大変」と悲鳴の声が聞かれています。高齢をお祝いするどころか、財源を理由に高齢者に医療保険料の負担を押しつけてきました。それだけではありません。実際医療機関にかかれば、これまでの1割負担を2割・3割と所得に応じて負担増を押しつけてきました。茨城県後期高齢者医療広域連合では、医療保険料が繰り返し引き上げられ、令和7年度の保険料は、所得割が令和6年度の9.00%から9.66%に引き上げました。均等割は4万7,500円です。これからしても負担が大きいことは明白です。高齢者を年齢で区切り負担を押しつける、高齢者いじめそのものではないでしょうか。安心して老後を暮らせる社会は誰もの願いであり、高齢者の皆さんを温かく支える社会こそ必要です。そのためにも、制度の見直し、保険料をはじめ医療機関での負担の軽減を図ることを進めることです。以上述べまして、議案第22号、反対討論といたします。

これで最後です。議案第23号、令和7年度取手市介護保険特別会計予算、反対討論といたします。取手市の65歳以上の人口は、先ほどもありましたが、令和7年1月1日現在、3万6,694人で、高齢化率は34.7%となっています。うち、要介護認定者は5,964人、その中でサービスを受けている方々は5,230人です。今、「介護認定は受けても、ケアマネジャーさんが不足してサービスが受けられない」との声が日々寄せられています。日本共産党は、本会議や委員会で繰り返し、ケアマネジャーの確保のための市独自の補助を含む施策充実を求めてきました。しかし、応えていく姿勢は見られませんでした。介護保険制度は介護の社会化としてスタートしましたが、まさに保険あって介護なしと言わざるを得ない状況です。取手市は、「高齢者が住みなれた地域で健康で幸せに暮らせるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を防止することを図るとともに、在宅医療・介護の連携、総合的な認知症施策などを推進する。また、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る」と説明書には明記しています。それを言うならば、この内容をしっかり実現させるためにも、今大きな問題となっているケアマネジャーの拡充、そのための事業所への取手市としての補助は避けて通れません。もちろん、国に対して、介護事業所への予算確保は待ったなしです。令和7年度は第9期介護保険事業計画、2年目です。取手市は介護の現実をしっかりと着目し、介護を受ける方々も、その家族も安心できる介護制度としていくために努力を惜しむことのないよう、一言申し添えまして、議案第23号の反対討論といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次、賛成討論の方。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） それでは、議案第24号、令和7年度取手市競輪事業特別会計予算に、賛成の立場で討論いたします。2024年上期における1人当たりの車券購買額ランキングは、前年と比べて増加した競輪場や、逆に減少傾向にある場所も含め各競輪場での

購買動向がよく分かります。全国各地に 43 か所の競輪場があり、取手競輪場は 9 位で、1 人当たりの売上げ 1 万 500 円、対前年比 125% となっています。近年の地方自治は財政基盤の強化や地域活性化を求められています。そのような中で、取手市における競輪事業は地域経済の発展や市民の福祉向上に寄与しています。競輪事業は、市内外から多くの観客を引き寄せることができるイベントであり、その経済波及効果があります。競輪場の運営によって生まれる雇用創出は、地域住民の生活を支える重要な要素となります。競輪は単なるギャンブルではありません。地域のコミュニティ形成や競技者の育成を通じて地域社会にポジティブな影響を与える文化的活動でもあります。例えば、競輪場のイベントには、地域住民や子どもたちが参加し楽しむ場を提供することで、地域の絆を深める役割を果たしております。取手競輪場楽天ケイドリームスバンクもサイクルアートフェスティバルを毎年開催しておりまして、本田議員にも来ていただいております。ありがとうございます。

〔笑う者あり〕

○19 番（染谷和博君） 取手市における競輪事業は取手市の重要な財源の一つであります。競輪事業から得られる税収は、地域の公共サービスやインフラ整備、教育や福祉施設へと還元され、地域全体の活性化につながります。これは特に、少子高齢化が進む中での持続可能な財政にとって欠かせない要素です。競輪事業は取手市にとって経済的・社会的そして財政的な観点から、賛成の討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。私は議案第 24 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。とりで生活者ネットワークは、基本的に公営ギャンブルには否定的な立場です。競輪事業の振興はギャンブル依存症患者を増やし、その家族や関係者を苦しめることにつながるおそれがあります。経済効果だけでなく、負の側面についてももしっかり目を向けるべきです。インターネット利用によるアクセスの手軽さから、若者が短期間で困窮状態に陥りやすいことも指摘されています。2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられました。この改正により、クレジットカードやローン等の契約が 18 歳から可能になりました。同時に金融リテラシー教育が始まっていますが、一方、テレビではさも簡単・便利そうなカードローン CM が流れ、町中には至るところにキャッシングコーナーがあり、若者だけでなく、誰もが軽い気持ちから経済困窮に陥ってしまいかねない環境となっていると考えます。そういった状況下での公営ギャンブルを容認することはできません。よって、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算に反対します。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで、1 回目の討論を終わります。

それでは、2 回目の討論を行います。討論ありませんか。

細谷典男君。

〔17 番 細谷典男君登壇〕

○17 番（細谷典男君） 細谷でございます。まず、議案第 20 号、取手駅西口都市整備事業特別会計予算に対する加増議員の反対討論に、反対の立場で討論いたします。私もじっくり反対討論を聞かせていただきました。ことごとく間違ってると思いますので、私のほうもその反対を述べさせてもらいたいと思います。まず、この事業、不透明だと、そして地権者の同意なしに進めたということがありました。これも以前から指摘してるんですが、開発と区画整理、これは違った土俵でやってますので、ここを間違えてはいけないんじゃないかと思います。まず区画整理については、地権者の同意なしには進めることはあり得ませんから、これは加増さん、分かってないですね、遠山さん、分かってるようですけど。区画整理は、地権者がみんなやっていこうということで始まったことですから、これ同意なしに始めたということはありません。開発について、態度が——内容が変わったというようなこともございました。開発不透明だというようなこともございました。この開発については、地権者の皆さんも取手駅西口をやはり取手の顔にしようということで、共同化をみんな検討したわけです。そのときに、やはり民間の知恵も借りようということで、事業協力者を募って、審査会を開いて提案をいただいて、公明正大に決めたんです。これは不透明ということは、この今までの経過からして、そのようなことにはなり得ないというふうに思います。ただ、つくった構想がそのとおりに行かなかった——行ってないと。確かに加増さんの言うように、行ってないんです。行ってないんですけども、しかしそれは、この間の日本全体の景気の状況、あるいは地権者の区画整理が時間がかかることによって、地権者の世代も変わるというような、いろいろな変更があって今日まで至ってるということでありますから、この区画整理そして開発において、私は反対するような内容は一つもないだろうというふうに思います。

で、もう一つ、図書館を組み込んだことが、地権者がまとまる困難な原因になったというようなことでございますけれども、この地権者の皆さんは、再開発をするに当たって公共を——公共施設を入れてほしいという要望があったわけです。これは皆さん全員の要望だと思っていただいていいと思うんです。そういう公共施設をやはり入れてほしい、これは再開発ビルにとっても価値が高まりますし、あるいは取手と——取手市としても、駅前公共で使えるようなスペースがあれば、それは市民にとっても便利になるわけですから、これはウィン・ウィンの関係で進んでいたわけです。こういうことで進んでいたわけですが、しかし、加増さんは最後のところで「市はこの事業から手を引け」ということでございました。この事業に市が手を引いたら、一体どうなるのかということなんです。それは地権者個々に——個々にもう一度、お一人お一人で考えてつくってもらうということになります。そうするとどうなるか、なんです。取手駅東口がそうであったわけです。あそこは5階までのビルしか建ちませんから、あのような町並みで西口がいいのかどうか。やはりこの西口は共同化して高度利用して、そして取手の玄関——茨城の玄関口にふさわしいような開発にしていこうということで取り組んできたわけでございますので。加増さんが最後に言われた「地権者に任せて取手市は撤退しろ」ということについては、全く方

向が間違ってると言わざるを得ません。加増さんがるる反対討論で述べていただいたんですけども、私は、その中で最も根本的なこの取手駅の西口の開発で問題を指摘するとすれば、それは、一番高度利用が図れる土地に最も——3階建ての建物を造ってしまった、このことが最大の問題だというように思います。このことを指摘せずして、今言われたようなこの開発、そして区画整理、そういうことについて言われたことについては、全体的を外しているのではないかということをお願いして、加増議員の反対討論に反対をいたします。

続いて、24号についてでございます。これについて、競輪事業なんですが、本田議員と根岸議員から討論がありました。公営ギャンブル、これは不幸をもたらすものだということでの討論だったと思うんですが、しかし、そのエビデンスがないんですね。取手市民としてどう困っているのか、何に悩んでいるのか、そのことがないと、なかなかその討論は、分かったということにはなりにくいと思うんです。理念的な観念的な討論ではなかったかというふうに思います。本当に困ってるんだったら、それを救うことはできるんですけども、そのような御提案はございませんでした。

最後に、ただその競輪を行えばいろいろおそれがあるというのは、それぞれの考えですから、それは容認するとしたとしても、どうしても容認できない点が、本田議員の最後のところで、「自分の子どもがギャンブルをやると言ったら、やはり親としてはやめなさいと、私は言います。競輪がギャンブルである以上、ギャンブル依存症の問題」ということのくだりがあります。そもそもギャンブルということ自体が間違いで、公営競技という表現でございます。これは、どの公的な場でもギャンブルという言葉は出てませんので、まずこれを改めていただきたいのと、そしてこの仕事には、排除するあるいは携わるなというようなことは、明確な職業差別ではないかということも指摘させていただきまして、反対討論に対する反対といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 反対討論の方、ありませんか。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） すみせん。根岸議員の反対討論に、お聞きしたいところが一つあります。成人年齢が18歳まで引き下がったということに関連づけて競輪のことを言っておりましたけども、競輪、20歳からしか買えませんので、成人年齢が18歳に引き下がったこととは全く関係ないと。あれをあのまま聞いてると、18歳から買えてしまうというふうな勘違いする人が出ると思うので、あの部分はどうかというふうに感じました。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで2回目の討論を終わります。

それでは、3回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 20 号から議案第 25 号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 20 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 21 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 22 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 23 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 24 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 25 号、令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

13 時 20 分まで休憩いたします。

午後 0 時 16 分休憩

午後 1 時 20 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10 議案第 26 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 10、議案第 26 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を報告いたします。議案第 26 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、質疑・討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第 26 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 26 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11 請願第 6 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

○議長（岩澤 信君） 日程第 11、請願第 6 号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願を議題といたします。

付託事件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、請願第 6 号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。議会基本条例第 5 条第 3 項の規定による、請願提出者からの発言の申出がありました。3 名の委員より、請願提出者への質疑がありました。主な内容として、ある委員から、最低賃金の高いという他の都道府県への流出はどのくらいついでいるか、という質疑に、「以前に取手市内の高校に勤務していた際に、生徒より、茨城県は最低賃金が低く、他の都道府県で働くことは当然ということと言われたことがある。また、最低賃金ということだけでなく、特に医療・保育関連の従事者への様々な補助もあるなど、他の都道府県に流出しているということで捉えている」という内容の答弁がありました。また、ある委員からは、現状において社会保障制度自体が立ち行かなくなるのではと考えていて、請願事項の 2 項目めの社会保険料の事業主負担の軽減とあるが、どのようにお考えか、という内容の質疑があり、「社会保険料については労使負担が半々という現状を、例えば国と事業主と労働者で 3 分割というところを考えている」という内容の答弁がありました。また、ある委員からは、国保加入者への不公平感についてはどのようにお考えか、という内容の質疑に対し、「そちらについても、国が社会保険料の負担をするという場合には、国保に対しても同様にする決断が必要と考えている」という内容の答弁がありました。ある委員より、本請願を項目別採択に——もとい、ある委員より、本請願を項目別採決にしたいとの申出があり、賛成多数により、請願事項を項目ごとに採決することに決定し、1 名の委員より賛成討論があり、請願事項 1 と 3 につきましては賛成少数により不採択になりましたが、請願事項 2 につきましては全員賛成により採択になり、請願第 6 号につきましては一部採択に決定しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。請願第 6 号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択の請願書について、賛成の立場で討論いたします。まず、賃金の状況についてですけれども、欧米の時給は、今 2,000 円以上が当たり前の状況に対して、日本の全国加重平均額は 1,055 円となっております。

茨城県の最低時給は1,005円になっております。茨城県は近接する千葉県、それから埼玉県、東京都に比べて低く、70円から150円以上低い状況になっております。そのため、労働力が流出しているということが起きております。そのため多くの業種で人手不足、こういったものも一部では生じているという認識をしております。また世界を見ますと、1991年から2020年、この約30年間にかけて実質賃金、これはアメリカが1.48倍、イギリスは1.46倍、フランスは1.33倍、ドイツは1.3倍に上がっております。日本は1.03倍となっております。名目賃金を見ましても、日本は1.1倍程度しか伸びておりません。こういった状況を解消するためには、全国での最低賃金格差をなくし、本県の最低賃金の引上げが必要です。私はこの最低賃金——賃金ということだけではなくて、日本の経済の面からも、この請願で最低賃金を上げるということが必要だと考えております。日本は新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後に、御存じのとおり、異常な物価高騰が起きております。今の物価高騰というのは、コストプッシュ型インフレーションと言われてます。つまり、いろんな経費が上がった上でインフレが起きてる、そういう状況です。本来、インフレで——インフレは、例えば景気がよくて事業——需要が増加する、こういった場合だといったインフレということと言われておるんですけども、今のこのコストプッシュ型というインフレは、一般的には対策がなかなか難しいと、そのようにもされております。日本は長い期間、経済状況もよくなり、賃金が上がらない国、失われた30年などとも言われております。この状況を好転させるためには、ドラスティックな改革、これが必要なんではないかなと考えております。

今、年収の壁、こういったことについても取り上げられております。私はこの年収の壁だけではなくて、同時に大幅賃上げ、これも必要だと考えております。人が消費行動、これを起こすために——ためには、お金だけではなく、やはり時間というものも必要になります。大幅な賃上げをすることで、この自由な時間が生まれます。そうしたことで、そういった相乗効果でしっかりと経済を回すということが必要ではないかと考えております。しかし企業にとっては、賃上げをしたくても、業績に直接関わることから賃上げができないということが今の現状になっております。大幅な賃上げ、これを一気に行って、そして賃上げすることで苦しくなる企業には、国の責任でしっかりと支援をしていくことも求められます。日本経済が好転するスパイラル、これをしっかりと作り出すことが、今、最も必要だと私は考えます。実際、経済の話になりますと、年収の壁についてもいろいろここで申し上げたい——本来であれば、ちょっとお話をしたいところですけども、今日はここでは申し上げません。ただ一つ言えることは、中途半端なことをしては、やっぱり日本経済、これを好転することはできないと思っております。最低賃金の大幅引上げについて、以上申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、請願第6号を採決します。本件に対する委員長の報告は、一部採択です。したがって、本請願については、請願事項1から順に採決します。この採決は採決システム

を用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第6号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書のうち請願事項1、「政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること」について、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第6号のうち請願事項1については、不採択とすることに決定しました。

請願第6号のうち請願事項2、「政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること」について、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第6号のうち請願事項2は採択することに決定しました。

請願第6号のうち請願事項3、「茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和7年10月に1,500円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1,700円をめざすこと」について、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第6号のうち請願事項3については、不採択とすることに決定しました。

日程第12	請願第7号	身近なところに図書館がある街づくりを求める請願
	請願第8号	取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願
	請願第9号	耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願

○議長（岩澤 信君） 日程第12、請願第7号から請願第9号までを一括議題といたします。

ここで報告いたします。請願第7号については、本日までに80人の追加署名が提出され、代表者外527人となりました。

付託事件について、各委員長の報告を求めます。

まず、議会運営委員長、赤羽直一君。

〔議会運営委員長 赤羽直一君登壇〕

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員長の赤羽直一でございます。請願第8号、取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願について、その審査の経過と結果を御報告いたします。請願提出者の発言の後、請願提出者に対する質疑を行いました。4人の議員から質疑がありました。その後、委員より、請願提出——請願提出紹介者に対する質疑の希望が出されたため、紹介議員に出席を求め、1名の議員が質疑を行いました。その他の質疑はなく確認事項もないため審査を打ち切り、討論・採決に移りました。1名の委員から賛成討論がありました。反対討論はありませんでした。討論を終結し、採決の結果、賛成少数で本請願は不採択にすることに決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 次に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を報告します。請願第7号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について、請願提出者の発言の後、3名の委員から請願提出者への質疑がありました。ある委員から、請願事項に公民館図書室を市民がもっと利用しやすいように整備してくださいとありますが、具体的にどういうことか、との質疑に対し、「図書館めぐりをしていての感想ですが、ほとんど電気がついていなく戸が閉まっていて、自分たちで鍵を頂いて開けたりするので非常に不便です。それから、ある公民館では、図書館のことは図書室がありますとかの表示もありません。そういうときに、「図書館の分館とか分室があります」という表示があつたりすると、市民がもっと利用しやすいのかなと思います」との答弁がありました。さらに請願事項3、公民館図書室をもっと増やしてくださいとありますが、具体的にはどの辺で何か所ぐらいか、との質疑に対して、「ゆめみ野地区地域と桜が丘地域です」との答弁がありました。また、ある委員から、請願事項1、取手図書館を改修整備してくださいとあるが、どのような改修か、との質疑に対し、「3階には勉強室があり、上り下りが大変なのでエレベーターの設置と、駐車場が狭いのもっと広げてほしい」との答弁がありました。次に2名の委員から執行部に対する確認がありました。ある委員から、分館機能を担う公民館図書室について、今後手を加えて——加えることや、何か変更点などは予定されているかとの質疑——失礼しました、確認に対して、「公民館のほうも老朽化が進んでおり、建物改修を今後随時行っていく予定となっており、その場合に、あわせて公民館の図書室についても連携して所管と協議して検討を進めていく」との答弁がありました。1名の委員から賛成討論があり、採決の結果、請願第7号は賛成少数で不採択となりました。以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、請願第9号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。請願提出者から、議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があり、4名の委員より請願提出者に対する質疑がありま

した。耕作放棄地になっているような土地の現状や有効的な利活用の手だて、所有者・地権者の方々の意見等、また農業公社との関わり、米作や取れた米の供給、農業政策に関することなど、大変多くの質疑が出され、これに対する答弁がありました。1名の委員より賛成の討論があり、請願第9号は賛成少数により不採択に決定しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

委員長報告がいずれも不採択のため、賛成討論から許します。賛成討論の方。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。請願第7号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について、賛成討論いたします。取手市は昨年3月15日付の取手市広報で突然、西口駅前に図書館を核とした複合公共施設の計画を公表し、図書館に携わっている方々はもちろん、多くの市民の方々もびっくりしました。そのときから、請願者はじめ多くの皆さんから、市民にとって図書館とはどんなところだろう。図書館とは何だろうと、いろいろな疑問が湧き起こり、図書館を考える学習会を繰り返してきたと話されました。この請願は、その参加者の皆さんの熱い思いと願いが込められた請願です。審議の中で、取手図書館館長は、図書館は社会教育施設として市民に図書資料、あるいは情報を通じていろいろな生涯教育の場所として提供し、ほんくるももちろん学校と連携して、小中学校の生徒たちに読書の機会を提供してきた。また、取手図書館は他市町村になく図書館のボランティアさんとの連携が非常によく取れていて、他市町村の方にも褒められたり話題になっているなど、これまでの図書館活動について話されました。そして、これからも市民に寄り添った図書館運営を心がけて、市民の声には応えていきたい。図書館を市民の皆さんと大事にしていきたいとの、気持ちの籠もった思いが語られました。

図書館は私たちの暮らしに本当に身近なところでもあります。老若男女・年齢を問わず、障がいのあるなしにかかわらず、地域に生活する全ての方々が本に触れ親しむ環境づくり・まちづくりが、この請願の趣旨でもあります。市内の公民館の図書室が子どもたちや市民の皆さんにもっともっと利用され子どもたちの居場所となるような、市は施設の改修が求められています。そのためにも、請願項目にあるように、今ある図書館の改修整備を進めること、中心的な拠点に立派な図書館があればよいというのではなく、今ある分館機能を担っている図書館——失礼いたしました。公民館図書室をもっと利用しやすいように整備し、公民館図書室を増やしていく、こうしたことが身近なところに図書館があるまちづくりだと考えます。以上述べまして、請願第7号の賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に反対討論の方。

赤羽直一君。

〔22 番 赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君） 赤羽直一でございます。請願第 7 号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願でございますが、このテーマについては賛成でございます。ただ、今、加増議員がおっしゃったこと、大変図書館に対して理解がありまして、一生懸命図書館がやっているとすることを評価していただいているのは、私もヘビーユーザーの一人として大変うれしく思っております。図書館に大体、私週に 1 回は行っております。年間で約 50 冊ぐらいの本を借りて読んでおります。今の図書館を利用するに当たって、いろいろなやっぱり問題点があるかと思っております。まず、入り口のところの——神社との間のところの道路の入り口が非常に狭い。駐車場が少ない。今の加増さんの討論ですと、駐車場を広げ、あの図書館にエレベーターをつけて勉強室を整備するというようなことでございますが、今の図書館はもう建物が古くて、あの建物を改修するよりも、もっともっと便利なところに図書館を造ったほうが、私は効率的ではないかと思っております。どうして取手の駅前に図書館を造るのはいけないのか。取手の駅前に図書館を造れば、どこからでもバスで図書館まで来れます。今の図書館にはそういう交通の利便性が全くありません。そういう面から見ると、今の図書館を整備するのではなくて、駅前に新しい図書館を設置して、どこからでも誰でも公共交通を使って来れる、このほうがはるかに図書館の利用者にとってはありがたい図書館になると私は思っております。

そのほか、分館機能を持った図書室を整備するとか、そこは私も同感でございます。ただ、今の図書館をお金をかけて整備して、もう蔵書がいっぱいで、本を仕入れたらばその分廃棄しなきゃならないようなそんな図書館ではなくて、もっとスペースのゆっくりした——ゆったりした時間を過ごせる図書館を私は望んでおりますので、この請願には反対いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党です。私のほうからは請願第 8 号・9 号について、賛成討論を行います。

まず、請願第 8 号です。取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願について、賛成討論を行います。市民の負託に応える取手市議会として、市民主体の議会改革に取り組む姿勢を示す意味で、この請願に賛成するものです——反対できる。

続いて、請願第 9 号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願について、賛成です。私ども日本共産党は、これまで一貫して議会で農業問題を取り上げ、農業関係団体からの請願にも積極的に紹介議員となって取り上げてまいりました。今回この請願は市民から陳情として提出されたものですが、これまで以上に農業問題が取り沙汰されている今、議会の場で大いに議論できる提案だとして、日本共産党が紹介議員についたからこそ、建設経済常任委員会で直接、請願代表者として市民の話を聴くことができました。地域をよく知り、農業課題を熟知された市民の話が聴けたと、私も

傍聴者の一人として受け止めた次第です。今議会では6名の同僚議員が農業問題を一般質問で取上げ、予算・決算特別委員会の総括質疑でも重要課題だとして1番目に取り上げられたことは、皆さん御承知のとおりです。一人でも多くの同僚議員が取手市農業問題を考え、執行部と共有する意味でも、この請願に対し賛同を呼びかけて、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。

鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） 創和会の鈴木三男です。請願第9号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願について、反対の立場から討論します。先ほど遠山議員が、「農業を熟知している方の請願者」というような発言をしてたんですけども、本当に農業を熟知している方の請願者かどうかというのは、この請願者——請願趣旨の中にあるんですけども、今、米不足が続いて、高値が続いている状況を考えれば、耕作放棄地を活用して米作を促進することは十分検討に値する請願ですけども。請願趣旨の中に、「耕作放棄地は税金と岡堰の水利費だけで十分な賃料ではないでしょうか」とあり、また請願趣旨の後段に、「費用を投資せず、ある物を利用して利益を出す」とありますけども、果たしてそうかどうかということです。私のほうで調べましたら、耕作放棄地を——これは放置してた期間にもよるんですけども、雑草が生えたり土地がもう硬くなって、これを元の水田に戻すのには時間と費用がかかるということですね。それが1点。

それから2点目は、現在の農業公社で耕作放棄地を借り上げて米を生産することは、今の農業公社ではできないという点ですね。

それと3点目は、田植や稲刈りは農家の方をお願いするとありますけども、市内の稲作農業に携わっている担い手は、毎年、高齢化で減少しております。また、田植や稲刈りの農繁期は一時的に集中し、果たして担い手を確保できるかどうか、非常に大きな問題であると思います。そういった面から、この請願者が本当に農業を熟知しているかどうか非常に疑わしいのかなと思ひまして、この請願に反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。私は、請願第7号と9号は反対で、請願第8号に賛成の立場で討論いたします。まず請願第8号、取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願について、賛成の立場で討論いたします。本請願の趣旨に賛同し紹介議員として臨んだわけですが、これまで様々な試みを経て今の体制があることも、また昨日の議会運営委員会の審査結果を傍聴して再認識いたしました。その上で、私が予算・決算委員会審査を議員全員で行うことが重要であると感じたのは、取手市議会はずっともっと熟議ができるはずだという思いがあるからです。それぞれ——議員それぞれが持つバックグラウンドや得意分野、目のつけどころの違いといったことをぶ

つけ合いながら熟議することで、市民の代理として市政についてチェック機能を果たし、よりよい政策提案をすることができると思うからです。現在は会派制を取っているために、何事も会派に持ち帰っての協議となります。確かに会派の中では熟議がなされていると考えます。しかし、いざ委員会となると、会派ごとの意見を述べ合うだけになり、熟議には至っていないと感じます。現在の予算・決算特別委員会の構成も、やはり会派案分ですので、そういった面が否めないと考えます。私は予算・決算審査において、それぞれが事前調査した上で、執行部に質疑する前に議員間協議を行い、質疑をより深いものに練り上げてから審査に臨むべきだと考えます。そしてそれを全議員で取り組む。議長は除きますので、23名がそれぞれの個性や持ち味、知見を出し合い、会派を超えて審査に臨む。それを取手市議会では実現できると信じています。よって、本請願に賛成いたします。

では、次に請願第7号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について、反対の立場で討論します。請願代表者の意見陳述を伺い、これまで長年続けられてきた活動に敬意と感謝の念を抱いたところです。本当に市民のために、子どもたちのために、ありがとうございます。請願趣旨も十分理解はするものの、請願事項4の新たな図書館分館新設については、本市の財政状況と今後の人口減少等を鑑み、実現が難しいと考えます。項目別採決の可能性も模索しましたが、実現がかなわなかったのも、反対いたします。

最後に、請願第9号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願について、反対の立場で討論します。食の安全保障という意味でも、今、農業政策に注力する必要があります——もう遅いくらいだと考えます。そして、取手市の農業は農地の97%が水稻ですから、耕作放棄地活用をうたう請願者の意図もそこにあると理解しました。しかし、請願趣旨にある農業公社が耕作放棄地を耕作するという提案や、請願事項にある学校給食に安価に良質米を提供するというのも、様々に課題があり実現は難しいと考えます。よって、本請願に反対いたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほか、ありませんか。

佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。よろしくお願いします。まず、反対討論。請願第7号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について、反対の立場で討論いたします。この請願についての図書館に対する思い、これは十分に私にも伝わってまいりました。お気持ちを私も共感できる部分もございます。ですが、この請願につきましては、請願趣旨は理解できる点もありますが、4つの請願事項については理解しがたいところがあり、反対とさせていただきます。

請願事項1については、現在、取手駅西口駅前に図書館を基幹とした複合施設の建設の構想があり計画されています。現在の取手図書館は長い歴史があり、地域の方々には大変親しみのある図書館ではあるとは思いますが、駐車場や施設の老朽化などの問題もあり、中枢となる図書館としては課題が多くあります。また、交通の問題もあり、取手駅からの距離や公共交通の問題から、取手駅前に図書館があったほうが行きやすいといった声は私には届いてきております。財政負担の問題からも、駅前図書館と併せて今の図書館を改修

整備することは難しいと考えます。

2番・3番の請願事項は、私も公民館を回って確認してまいりましたが、現状を見れば、利用しやすいかといえば、かなり疑問ではあります。もっと市民が利用しやすいということは理解できますが、各地域の住民ニーズについては、もっと調査していく必要性を感じます。現在、お子さんや高齢者でも電子図書館を利用している人もおり、今後は増加する予測もあります。地域住民のニーズによっては、地域社会の多様なニーズに応える施設の整備が優先されるべきな——べきで、図書館に偏った予算の配分は、バランスの取れたまちづくりを妨げる可能性も考えられ、地域の住民ニーズの調査を進めて、十分に慎重に検討すべきと考えます。

4に関しても同様で、公民館がないところに図書館分館を造る点については、地域住民のニーズに応じて、図書館以外にも重要な公共施設があることを考慮する必要があります。例えば、子育て支援センターや高齢者福祉施設、健康支援センターなど、地域社会の多様なニーズに応える施設の整備が優先されることもあると思います。残念ながら、少子高齢化や人口減少が問題となっている現状を踏まえたと、特に人口格差がある各地域の図書館ニーズをしっかりと調査、検討していくところからではないでしょうか。以上の理由から、私は身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について、反対いたします。

続きまして、請願第8号、取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願について、賛成の立場から討論いたします。まず、予算・決算の審査を全員で行うことにより、より広い視点からの意見や議論が交わされ、議会全体の意思を反映しやすくなると考えられます。しかし、実際に議員全員で審査を行うとなると、審査の効率性や時間の問題、議員一人一人の負担が増える可能性もあり、執行部の負担も増えることが考えられます。慎重な議論が必要なことも確かです。しかし、このような請願が提出された背景には、請願提出者から幾つかの御指摘もありました。その一つが、会派に属していない議員は予算・決算の審査に参加できないということがありました。私自身、現在会派に所属しておらず、以前会派に所属し、この予算・決算委員会委員となっておりましたが、会派を離脱に伴い、委員会をやめることになった経緯があります。請願提出者は委員会での発言の中で、議員の不平等の原則【「議員の不平等の原則」を「議員平等の原則」に発言訂正】に反していると御指摘があり、他の市民からも、なぜ選挙で選ばれた議員がこの重要な委員会審議に参加できないのかと疑問の声が寄せられているという発言がありました。また、分割付託についても請願提出者は御指摘されており、近隣議会では、予算・決算の審査を全員参加で行うことが当たり前となっているとの発言もありました。実際行われていることも確認できましたが、これらの御指摘は、より市民の声を反映した議会運営を目指す意図や市民に対する説明責任を果たすための取組が含まれているのかと思われました。御指摘があった？無？会派議員はこの予算審査に参加できないという点においては、私も市民の声をいただいております。そのお声の中から御紹介しますと、「予算・決算の審査は市民の税金をどう使い、使ったかという重要な審査であり、その審査過程に透明性があることが非常に重要。無会派議員の参加を制限することは、議会内での決定過程が不透明になる懸念を感じています。議会への市民への信頼を損なうことにもなり

得る」というお声もありました。また、「特定の議員のみでの審査は、市民の多様な意見を反映した議論が難しくなり、会派の都合で議論が進んでしまうリスクがあるのではないか。議会が本来持つべき議論の深さや多様性を失われることが心配だ」というお声がありましたことを御紹介いたします。議員は全員が——議員は全員が、議会においては市民の声を代表するため十分に発言し参加する権利が保障されております。予算や決算といった重要な課題に関しまして、全ての議員が平等に意見を述べ、市民の利益を守る役割を果たすべきと考え、これを制限することは、議会における民主的な議論の機会を減らしてしまうことになると考えております。さきに申しましたように、審査の効率性や時間の問題、議員お一人お一人の負担や執行部の事務的な負担が増える可能性も含め、課題はございますが、この請願をきっかけに議会全員での審査について議論を始めていただきたいという希望もあり、以上の理由から、私は取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願について、賛成といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論はありませんか。賛成討論の方。反対討論の方。反対に対して——反対——反論。反対討論の方。

細谷典男君。

〔17 番 細谷典男君登壇〕

○17 番（細谷典男君） 細谷です。請願第9号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願について、遠山議員の賛成討論と、それに対して鈴木議員と根岸議員が反対討論ありました。私はその反対討論に反対する立場で、請願賛成の立場で討論させていただきたいと思います。鈴木議員は、もうこの耕作放棄地の状況を見ると、とても戻せるような環境じゃないというようなことでございました。根岸議員は、実現は難しいと、耕作放棄地の活用ということは認めつつも、現状は厳しいというような御意見であったと思います。私はこの取手がどのように成り立っているのか、私自身16歳のとき取手に来たんですけども、やはりそこそこ都市化してますし、しかし、それ以上に豊かな自然があったというこの土地柄であったかと思います。その豊かな自然の中心をなすのは水田でございました。この水田は米の生産量ばかりじゃなく、排水対策等や環境でも大きな貢献をしてるものでございます。大変私は取手に来てよかったと、市長じゃないですけど、住んでよかったと思える取手市だと思うんです。そういうような取手市のある意味では重要な役割を果たしている農業だと思います。この農業が、この生産量、現在、取手の米の生産量どれほどのものかということなんですが、聞くところによると、取手市民の需要も賄えないくらい落ちてるということなんです。やはりこれは、この耕作放棄地がどんどん増えてきたことによっても原因があるだろうと思います。今、水田について、桑原開発が構想されております。私も桑原の農業の方や近隣の地主さんのところにお伺いしますと、私の田んぼは江戸時代から続いているんだと、これを守っているんだと、そう簡単には手放せないものなんだというお話、お聞きしました。私たちはこういう先人が、

私たちの郷土の大先輩が築いたこの田畑、田んぼ、耕作放棄地になってるとすれば、何が何でも活用するように、復活するように取り組むことこそ必要ではないかというように考えまして、請願賛成、反対討論に対する反対といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにございませんか。

金澤克仁君、これ2回目です。

〔16 番 金澤克仁君登壇〕

○16 番（金澤克仁君） 創和会、金澤でございます。請願第8号、賛成討論した根岸議員と佐野議員に対して、反論の意味の反対討論をしたいと思います。まず、予算・決算常任——予算・決算の委員会審議のやり方ですけれども、根岸議員のほうからも、様々な議論を長く経て今の形になっているというところはあったと思います。私もそこは同じ認識でございます。この全員でやるというの、方法の一つだというふうには思っております。ただ、請願提出者の意見を聞いたときに、全員でやるというのはどういうことかと言われたときに、あくまでも分科会方式で審議をしていくということがありました。私、この全員でやって分科会方式というところが最大のデメリットだと思ってます。要は、例えば総務文教常任委員会の分野の方は、その分野しか——の予算しか見れない、審議できないということになります。ここが最大のデメリットだと思ってます。予算とか決算の委員会ってなかなかこの100点のやり方というのは本当はないと思いますので、取手市議会でも今後も、今のやり方が100点かどうか分かりませんけれども、皆さんとともに一番よい、できるだけ開かれた、そして市民の声を反映できるような委員会にしていきたいというのが前提でございます。

で、根岸議員のところに反論なんですけれども、委員会となると、会派ごとの意見を述べ合うだけになり、熟議には至ってないという感じを受けられたということでございます。我々創和会とし——私は創和会でございますが、創和会から予算・決算委員会に5人の議員が——委員——議員が出席しておりました。事前に様々な調査研究をした上で、どういった質問をするか、質疑をするかというのをすり合わせた上で臨んでおります。意見を述べ合うというよりは、やっぱり自分の視点に立ったしっかりとした質疑をしたと思いますので、この点は反論させていただきたいと思います。

また、それぞれが事前調査をした上で、事前に議員間協議を行いということがありました。こういったのもできれば私は理想かと思いますが、今の執行部から議案が提出をされて、そして議会の開会を迎えて、一般質問、常任委員会、そしてこの予算の審議となったときに、時間的に厳しいのではないかと思います。

また、佐野議員の中で、私の聞き間違いだったらごめんなさい。請願提出者が「平等に反する」という発言をされてました。何か、佐野議員は「不平等に反する」という発言をされてたと思いますので、そこは1点ご指摘をさせていただきたいと思います。

以上、お二人の賛成討論に対して反論をして、反対討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

〔18 番 山野井 隆君登壇〕

○18 番（山野井 隆君） 会派みらい・維新・国民の会、国民民主党、山野井 隆でござい

ざいます。今回の予算・決算で、お米のことについてかなり私いろんな話をして、この請願につきましても非常に悩ましいところでございまして……

〔「何号」と呼ぶ者あり〕

○18 番（山野井 隆君） （続）すみません。失礼いたしました。請願第9号についての、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願について、鈴木議員そして根岸議員の反対討論について、反対をする立場でお話しさせていただきます。この請願趣旨の手法について、非常に実現が難しいというお話ではあるんですが、この請願事項の1番の耕作放棄地活用で米作を促進し、その米を学校給食に向けることにより、安価で良質米を提供することに関しては、賛成したいなという気持ちがございます。まず、耕作放棄地が増えているという中で、今非常にこの獣害——獣害といいますか、例えばイノシシとか熊とか、いろんな動物が市街化区域内に入ってくる原因の一つに、この耕作放棄地——要するに人が全然そこに関わらなくなったということが原因の一つというふうにも言われています。また、そのお米を学校給食に向けるということで、2008年に「隷属国家 日本の岐路」という本を出した、元カルムイキヤ自治共和国に深く精通するジャーナリストの日本人が出した本が非常に売れまして、その中で学校給食の米飯——完全米飯給食化を提案してました。まさに今のこの米騒動を予言されてた本だったので、これはちょっとびっくりしたところなんですけども。小麦が日本に入ってきた経緯というのは、戦後の日本でございまして、1955年に日米余剰農産物協定というのが結ばれた際に小麦が多く入ってきて、その中で学校給食にパン食が入ってきたという中では、米作をこれからボトムアップしていくためには、この請願はまずその入り口になるのではないかと思います。この請願には賛成の立場を取りたいと思いました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

〔6 番 佐野太一君登壇〕

○6 番（佐野太一君） 佐野太一です。先ほど金澤議員から御指摘ありました、請願第8号の中で私が申しました、議員不平等の原則に反しているという点、私、気づきませんで大変失礼いたしました。御指摘どおり、議員平等の原則に反しているというところで御訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 議長は訂正を認めます。

次に、遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党です。議案第9号に……

〔「請願だよ」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）失礼しました。いつもありがとうございます、同僚議員の皆さん。いつもアドバイスいただいたり、力強く思ってます。請願第9号について、鈴木議員、そして根岸議員から反対討論がありまして、その反対について私は——この場合、賛成というの、違うな——に反論したいと思います。先ほど予算——新年度予算に対して賛成——反対討論を行ったわけなんですけど、そこでも述べたように、予算書、説明書を見たときに、えっ、こんなに農業問題いろいろと取り沙汰されているのに、何か新しい

というか、おっ、やってくれそうだというのが、悪いけど感じなかったんですよ。で、討論の中にも最後に、私は取手市農業に対しては家族農業、今頑張っている家族農業を守り、食料安全保障として農政の転換が求められているということで、あえて討論の中に、最後に入れたところです。お二人だけじゃないかもしれませんが、このままでいいのかということをお願いですよ、私は、本当に。言ってることは分かる、農業大事だよと皆さんおっしゃってます。特に鈴木議員や根岸議員も農業問題をよく取り上げているわけですから、私はもう共通認識されていると思います。ただ、先ほど山野井議員からも言われたように、細谷議員からも取り上げられたように、今の農業に対してこの請願者の方は、もう少しこうやってやってみたらという提案なんですよ。一つ一つ揚げ足取ってるような場合じゃないんですよ。——そもそも農業公社——私は旧藤代町の議会から合併してここに立ってます。農業公社は栃木県の鹿沼市を参考にして、当時の倉持光男さんたちが入れたわけなんですよ。コロナ禍の前ですね、農政課の担当者の皆さんは、栃木県鹿沼市に行って状況を見てこようということまで言ってくれてたんですよ。ところが、いろいろな台風が重なりながしということで、いまだ実現していない。この時代になると予算もどうなんだろうということに、今ちょっと二の足踏んでるという私は認識なんですけど。結局、法人を取れば、農業公社が法人化されれば米は作れるんです。そういうことも、担当課に行って担当課と話をすると、いろんな話、盛り上がります。やっぱり何とかしたいと思ってるんですよ、農政課だって、ん。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君）　そうですか。で、そういうことから、このままでいいはずがないだろうということを私は、活を入れる意味でここに今立ってきました。農業委員会の点検結果でも、高齢化や担い手不足のため、遊休農地面積は倍化じゃない——増加の傾向にある、引き続き遊休農地解消に努めるというふうに、しっかりホームページに載っていました。ああ思いは同じだなあと思って受け止めている次第です。あとは、中村市長や副市長、そして農政課、まちづくり振興部の皆さんの、やっぱり経験と知恵でしっかり取り組んでいただきたい。市長、よろしく願いしたいと思います。このこともあえてこの機会なんって言っておきたいと思います。

〔「自分の意見を言うんじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君）　以上で終わります。討論とします。

〔「それ、まずくないですかね」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、議事進行上でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　2回目、3回目の討論というのは、前に言った方のどの部分に反論するとか、というところがあるんですけど、どの部分に反論しているか全く分からない討論でしたので、これから気をつけてください。

○23 番（遠山智恵子君）　議長、今後気をつけるということで返事しましたので——了解です。

○議長（岩澤 信君）　そのほか、反論の討論はございませんか。

〔笑う者あり〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） なしと認めます。これで2回目の討論を終わります。

それでは、3回目の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論——討論なしと認めます。これで3回目の討論を終わります。以上で討論を終わります。

これから、請願第7号から請願第9号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第7号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について、本請願に対する委員長の報告は不採択です。

それでは、本請願について採決いたします。請願第7号を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第7号は不採択とすることに決定しました。

請願第8号、取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願について、本請願に対する委員長の報告は不採択です。

それでは本請願について採決いたします。請願第8号を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第8号は不採択とすることに決定しました。

請願第9号、耕作放棄地活用で米作を推進し、米作を、もとい——耕作放棄地活用で米作を推進し、学校給食に安価で良質米の提供を——もとい、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願について、本請願に対する委員長の報告は不採択です。

それでは、本請願について採決いたします。請願第9号を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第9号は不採択とすることに決定しました。

日程第13 意見書案 高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める
第 1 号 意見書について

○議長（岩澤 信君） 日程第 13、意見書案第 1 号、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書についてを議題といたします。本件については、3 月 5 日に提出者説明・質疑まで終結しています。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論の方。賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。意見書案第 1 号、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書について、賛成の立場で討論します。3 月 7 日、高額療養費制度について石破総理大臣は、今年 8 月の負担上限額の引上げを見送った上で、秋までに改めて方針を検討し決定すると表明しました。私は負担上限額引上げの完全凍結を求める立場ですので、改めてこの意見書を提出する必要があると考えます。完全凍結を求める理由は意見書で述べられているとおりです。よって、本意見書案に賛成します。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。賛成討論の方。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党です。意見書案第 1 号、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書について、賛成討論します。私は意見書の提出者で、この議場で登壇して説明したというのは、もうそのとおりです。ただ、新たな情報、うれしい情報があつたので、改めて紹介したいと思って今討論の場に立っております。全国患者団体連合会や東京都医師会が凍結を呼びかける声明をもう既に発表しました。また、島根県議会では、5 日の本会議で、石破政権が狙う「高額療養費制度」の自己負担上限額の引き上げ撤回を国に求める議員提出の意見書案、なんと全会一致で可決したんです。日本共産党県議団はもちろんのこと、自民党議員連盟、自民党ネクスト島根、民主県民クラブ、公明党県議団を含む全 36 議員の連名で、実は提出されたということで、私は正直驚きました。市民の命と暮らしを守るために大事なことは、こうして声を届けることの大切さを取手市議会同僚議員の皆さんと共有し、賛同を改めて呼びかけたいと思ってここに立ったわけです。どうぞ御理解のほど、よろしくお願いします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで 1 回目の討論を終わります。

それでは、2 回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、意見書案第 1 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第 1 号、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書につい

て、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

午後 2時 33分休憩

午後 2時 36分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

ここでお諮りします。本日、建設経済常任委員長、海東一弘君から、意見書案第2号、最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。意見書案第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程 意見書案 最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求め
第 1 第 2 号 る意見書について

○議長（岩澤 信君） 追加日程第1、意見書案第2号、最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 意見書案第2号、最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書案につきまして、建設経済常任委員会を代表しまして、提案理由を申し上げます。

現在、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、その7割近くは女性労働者であり、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収200万円以下という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態であり、少子化の最大の要因となっており、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。令和6年10月1日から、茨城県の最低賃金は52円引き上がり1,005円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、最低賃金の引上げと全ての労働者の賃上げの大幅引上げが欠かせません。日本の最低賃金制度の問題点は、最低賃金が低過ぎる、国の支援が不十分で中小企業支援が進まず中小企業が賃上げできないなどが挙げられます。国においては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担えるよう、最低賃金を引き上げる必要があります。また、最低賃金

引上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保障料——税・社会保険料の事業主負担金の減免など、国の支援予算を増額するとともに、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求めます。

1、政府は、最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

以上のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。これから討論を行います——ただいま議題となっております意見書案第2号につきましては、委員会提出議案のため、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第2号、最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

○議長（岩澤 信君） 日程第14、議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を議題といたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から所管事項調査及び所管事務調査の件について、会議規則第45条第2項の規定により中間報告したいとの申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの中間報告の申出について、会議規則第45条第2項

の規定により承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの中間報告の申出につきましては、承認することに決定しました。

中間報告を求めます。

まず、議会運営委員長、赤羽直一君。

〔議会運営委員長 赤羽直一君登壇〕

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員長の赤羽でございます。議会運営委員会の中間報告をさせていただきます。3月18日に議会運営委員会を開催し、市民との令和6年度第2回意見交換会の要望・意見に対する当委員会の所管事項について審議をさせていただきました。詳細につきましては、皆様のタブレットに掲載させていただきましたので――掲載させた内容でございますので御一読ください。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 次に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会委員長の鈴木三男です。当委員会の中間報告といたしまして、サイドブックに掲載しておりますこちらを御一読いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会委員長の久保田真澄です。中間報告につきましては、サイドブックに掲載したとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会の海東でございます。当委員会の中間報告につきましては、サイドブックに登載したとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を終わります。

日程第15 閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（岩澤 信君） 日程第15、閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、サイドブック스에登載した各委員長の申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり決定しました。

以上で、今定例会に付議されました日程は全て終了しました。

これで、令和7年第1回取手市議会定例会を閉会します。

午後 2時47分散会及び閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____